

## 「さがびより」情報発信業務委託仕様書

### 1 目的

佐賀県が育成した水稻品種「さがびより」は、佐賀米を代表する品種の1つであり、日本穀物検定協会の「米の食味ランキング」で最上級の特A評価を獲得している（2010-2019）。

既に「品種名」については大消費地である隣県の福岡県でも一定の割合、認知されているなか、「名前は知っているが、食べたことはない。」という層を購買に促す効果的なPRを行うことを目的とする。

### 2 履行期間

契約締結の日から令和3年1月29日（金）まで

### 3 予算額

5,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

### 4 委託業務の内容

(1) SNS (Youtube 等) を活用したプロモーション (1～数件程度)

ア 日程：新米需要期 (10月末～12月)

イ ターゲット

- ・主な流通先である福岡・佐賀
- ・ネット通販利用者

ウ 企画内容

- ・視聴者を購買に促すような企画であること。  
(ネット通販への誘導を行う場合は、JAタウンHPを使用すること)
- ・話題性のある企画であること。
- ・「さがびより」の特徴や魅力が伝わる内容であること。

(2) その他 パブリシティ

上記の SNS (Youtube 等) を活用したプロモーションと併せて、広報宣伝面で効果のある提案があれば、組み合わせて提案可能とする。(提案は、無料パブに限らず有料パブ (別途予算：1件当たり 20万円程度を目安) についても可)

※実店舗あるいはネット通販向けにキャンペーンを行う場合も、予算内または有料パブ (20万円程度) 内で実施すること。

### 5 成果品

(1) 実績報告書 1部、及び電子データ一式 (CD-ROM 又は DVD-ROM)

※原則 A4 サイズ。Power Point 形式で作成。

(2) その他協議会と決定委託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの

## 6 留意事項

- (1) 本業務で制作した全ての成果物及び著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）は原則協議会に帰属するものとし、制作者は協議会に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。
- (3) 本委託業務の全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、協議会と受託者の協議により協議会が認めたときは、この限りではない。また、機密保持、知的財産権等に関して本要領が定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。あわせて、あらかじめ協議会に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得ること。
- (4) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、協議会と受託者協議の上、決定するものとする。なお、変更する必要があるときは、協議会と受託者協議の上、変更することができるものとする。